

藤沢市地域防災計画修正案 新旧対照表

序論
第1部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和5年1月31日）
3	1	8	<p>1 防災力の向上に向けた取組及び連携</p> <p><略></p> <p>このように、本計画は、いずれの場面であっても関係者の主体的な取組と連携が大切であることを基調にしている。そこで平常時においては、藤沢市防災会議において、各種対策の実施状況を把握し、計画の進捗の調整を図る<u>とともに、多様な主体とのマルチパートナーシップに基づき、具体的な協力を得られる事業者と協定を締結できるよう事業者の募集方法等を工夫していく。</u>また、災害発生時には、県や防災関係機関との連携を図りながら市災害対策本部において応急対策活動の調整を行う。</p>	<p>1 防災力の向上に向けた取組及び連携</p> <p><略></p> <p>このように、本計画は、いずれの場面であっても関係者の主体的な取組と連携が大切であることを基調にしている。そこで平常時においては、藤沢市防災会議において、各種対策の実施状況を把握し、計画の進捗の調整を図る。また、災害発生時には、県や防災関係機関との連携を図りながら市災害対策本部において応急対策活動の調整を行う。</p>
3	3	12	<p>(5) 東京管区気象台（横浜地方気象台）</p> <p>ア 気象、地象、<u>地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表</u></p> <p>イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報<u>並びに</u>警報等の防災情報の発表、伝達及び解説</p> <p>ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</p> <p>エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</p> <p>オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</p>	<p>(5) 東京管区気象台（横浜地方気象台）</p> <p>ア 気象、地象、<u>水象の観測及びその成果の収集、発表</u></p> <p>イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説</p> <p>ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備の<u>努力</u></p> <p>エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</p> <p>オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</p>

序論
第2部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和5年1月31日）
1	5	35	<p>健康医療部（保健所）指揮本部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護活動の総合調整に関すること。 2 医師会及び医療関係機関との連絡調整に関すること。 3 被災地の防疫その他の保健衛生活動に関すること。 4 食品衛生対策に関すること。 5 動物対策に関すること。 6 避難所の保健衛生対策に関すること。 7 被災者への精神保健対策に関すること。 8 要配慮者のうち難病者、人工透析患者、妊婦・乳幼児等の救援に関すること。 9 感染症等の防疫に関すること。 10 歯科医師会、薬剤師会等との連絡調整に関すること。 11 医薬品、衛生材料等の調達、搬送等に関すること。 	<p>健康医療部（保健所）指揮本部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護活動の総合調整に関すること。 2 医師会及び医療関係機関との連絡調整に関すること。 3 被災地の防疫その他の保健衛生活動に関すること。 4 食品衛生対策に関すること。 5 動物対策に関すること。 6 避難所の保健衛生対策に関すること。 7 被災者への精神保健対策に関すること。 8 要配慮者のうち難病者、人工透析患者、妊婦・乳幼児等の救援に関すること。 9 感染症等の防疫に関すること。 10 歯科医師会、薬剤師会等との連絡調整に関すること。 11 医薬品、衛生材料等の調達、搬送等に関すること。 <u>12 遺体安置所開設等の遺体の処置及び埋火葬の補助に関する</u> <u>こと。</u>
2	2	45	<p>災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、市民等に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動ができるようにする必要がある。</p> <p>災害時の情報提供は、時間の経過とともに変化する市民ニーズが、被災者を取り巻く状況に対応した情報を、その時点で活用できる情報提供ツールを効果的に用いて行うものとする。</p> <p>また、正確迅速な災害情報を提供するために平常時から情報提供ツールを利用することは大きなメリットとなることから、<u>防災情報をプッシュ通知するスマートフォンアプリに加え、防災行政無線の自動音声合成による迅速かつ的確な情報配信体制の整備を進める。このほか、既存のハザードマップを最新の情報に更新するとともに、これまで未作成だった高潮ハザードマップや内水氾濫ハザードマップなど、災害種別に応じたハザードマップを充実させ、市民等への適切な情報提供を図っていく。</u></p> <p>市では、災害時における通信輻輳時の通信手段の確保として、Wi-Fi（公衆無線 LAN）を整備している。</p>	<p>災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、市民等に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動ができるようにする必要がある。</p> <p>災害時の情報提供は、時間の経過とともに変化する市民ニーズが、被災者を取り巻く状況に対応した情報を、その時点で活用できる情報提供ツールを効果的に用いて行うものとする。</p> <p>また、正確迅速な災害情報を提供するために平常時から情報提供ツールを利用することは大きなメリットとなることから、<u>平常時にも活用可能なツールについて検討する。</u></p> <p>市では、災害時における通信輻輳時の通信手段の確保として、Wi-Fi（公衆無線 LAN）を整備している。</p>
2	2	46	<p>1 情報提供ツールの整備 <略></p> <p>（3）災害時における広報・情報提供ツールの整備 市は、次の災害広報・情報提供ツールについて整備を行う。 ア 防災行政無線 イ 緊急速報メール ウ メールマガジン</p>	<p>1 情報提供ツールの整備 <略></p> <p>（3）災害時における広報・情報提供ツールの整備 市は、次の災害広報・情報提供ツールについて整備を行う。 ア 防災行政無線 イ 緊急速報メール ウ メールマガジン</p>

序論
第2部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和5年1月31日）
			エ ウェブサイト オ コミュニティ FM カ 防災ラジオ <u>キ スマートフォンアプリ</u> <u>ク ケーブルテレビ</u> <u>ケ SNS 等</u> <u>コ Lアラート（災害情報共有システム）</u> <u>サ 消防車両、地区防災拠点本部等の広報車、ハンドマイク等</u> <u>シ オートバイ・自転車による伝達</u> <u>ス 災害時用広報紙</u>	エ ウェブサイト オ コミュニティ FM カ 防災ラジオ <u>キ ケーブルテレビ</u> <u>ク SNS 等</u> <u>ケ Lアラート（災害情報共有システム）</u> <u>コ 消防車両、地区防災拠点本部等の広報車、ハンドマイク等</u> <u>サ オートバイ・自転車による伝達</u> <u>シ 災害時用広報紙</u>
2	3	47	（3）神奈川県との情報共有 市は、各指揮本部からの情報及び被害状況等を取りまとめて、災害情報管理システム等にて県へ報告する。なお、災害の状況に応じて県から派遣される連絡員（県職員の市町村連絡員）も情報収集に努め、市からの報告を補完する。その他の防災関係機関においても、各種の被害情報等を防災行政通信網等により県へ報告する。特に、 <u>安否不明者等の情報</u> については、捜索・救助体制の検討に必要であるため、 <u>神奈川県地域防災計画に則り、氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化を図る。また、</u> 県警察等関係機関として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に報告する。市は、「火災・災害等即報要領」の規定に基づき、交通機関の火災等、特に迅速に消防庁に報告すべき火災・災害等を覚知した場合は、直ちに消防庁に報告し、併せて県にも報告する。 市は、被害情報及び災害応急対策等を県に報告できない状況が生じた場合には、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告する。 市は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を県に連絡する。	（3）神奈川県との情報共有 市は、各指揮本部からの情報及び被害状況等を取りまとめて、災害情報管理システム等にて県へ報告する。なお、災害の状況に応じて県から派遣される連絡員（県職員の市町村連絡員）も情報収集に努め、市からの報告を補完する。その他の防災関係機関においても、各種の被害情報等を防災行政通信網等により県へ報告する。特に、 <u>行方不明者の数</u> については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、 <u>本市の区域（海上を含む）内で行方不明となった者について対応の検討を行うとともに、</u> 県警察等関係機関として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に報告する。市は、「火災・災害等即報要領」の規定に基づき、交通機関の火災等、特に迅速に消防庁に報告すべき火災・災害等を覚知した場合は、直ちに消防庁に報告し、併せて県にも報告する。 市は、被害情報及び災害応急対策等を県に報告できない状況が生じた場合には、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告する。 市は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を県に連絡する。
2	3	48	3 市民同士の情報共有への支援 災害時には、現場での災害の状況や避難・救援状況などの情報が速やかに市民に伝わるのが大切である。 そのため、SNS（ <u>X「旧ツイッター」</u> 、フェイスブック）など個人が発する情報を共有できる環境づくりが重要である。地区ポータルなど新たな仕組みの活用を進める。	3 市民同士の情報共有への支援 災害時には、現場での災害の状況や避難・救援状況などの情報が速やかに市民に伝わるのが大切である。 そのため、SNS（ツイッター、フェイスブック）など個人が発する情報を共有できる環境づくりが重要である。地区ポータルなど新たな仕組みの活用を進める。
5	2	57	1 自主防災組織の育成指導 地域住民の防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施、発災直後の初動対応など自主防災組織の役割や具体的活動を定めたマニュアル等を作成し、自主防災組織の育成を図る。	1 自主防災組織の育成指導 地域住民の防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施、発災直後の初動対応など自主防災組織の役割や具体的活動を定めたマニュアル等を作成し、自主防災組織の育成を図る。

序論
第2部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和5年1月31日）
			<p>自主防災組織に対し、災害時に機能を発揮し防災活動が実施できるよう、防災資機材の購入に財政的支援を行うとともに、組織育成に必要な研修会の開催、啓発用資料の配布、自主防災組織での研修への職員の派遣等を実施する。</p> <p>市は、自主防災組織未結成の自治会・町内会、<u>マンション管理組合</u>等に対してその結成の促進に努める。</p>	<p>自主防災組織に対し、災害時に機能を発揮し防災活動が実施できるよう、防災資機材の購入に財政的支援を行うとともに、組織育成に必要な研修会の開催、啓発用資料の配布、自主防災組織での研修への職員の派遣等を実施する。</p> <p>市は、自主防災組織未結成の自治会・町内会等に対してその結成の促進に努める。</p>
6	2	63	<p>（1）市立学校における防災教育の推進</p> <p>教育委員会は、地震対策の手引書（「地震－そのとき学校は－（2019年改訂版）」藤沢市教育委員会）に基づき、市立学校長に対し、児童生徒の退避・保護等、災害発生後の災害応急対策等について、防災教育を実施するとともに、保護者への周知を図るよう指導する。</p> <p>また、教職員の研修を充実し、防災教育に関する指導力や災害対応能力等の向上を図る。</p> <p><u>市は、防災意識の若年層への浸透を図るため、中学生に向けた啓発冊子を提供するなど、防災に関する学習機会創出を推進する取組を行う。</u></p>	<p>（1）市立学校における防災教育の推進</p> <p>教育委員会は、地震対策の手引書（「地震－そのとき学校は－（2019年改訂版）」藤沢市教育委員会）に基づき、市立学校長に対し、児童生徒の退避・保護等、災害発生後の災害応急対策等について、防災教育を実施するとともに、保護者への周知を図るよう指導する。</p> <p>また、教職員の研修を充実し、防災教育に関する指導力や災害対応能力等の向上を図る。</p>

各論 I
第 1 部

			修正案	現行（最終修正：令和 5 年 1 月 31 日）																								
2	1	77	<p>表 1-1 想定地震の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">大正型関東地震</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震源域</td> <td>相模トラフ</td> </tr> <tr> <td>規模</td> <td>M8.2</td> </tr> <tr> <td>本市における震度</td> <td>6 弱～7</td> </tr> <tr> <td>過去の活動状況</td> <td>相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 8.2 の地震である。1923 年の大正関東地震を再現した地震である。1703 年元禄地震も過去の地震として知られている。</td> </tr> <tr> <td>地震発生の可能性</td> <td>地震調査研究推進本部による長期評価では 30 年以内に発生する確率は、ほぼ 0～<u>6%</u>である。今後 100 年先頃には、地震発生の可能性が高くなっていると考えられる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（首都直下地震モデル検討会が平成 25 年度 12 月に発表した「首都直下の M7 クラスの地震及び相模トラフ沿いの M8 クラスの地震等の震源断層モデルと地震分布・津波高等に関する報告書」<u>及び地震調査研究推進本部が令和 5 年 1 月 13 日に公表した「長期評価による地震発生確率値の更新について」</u>より）</p>	大正型関東地震		震源域	相模トラフ	規模	M8.2	本市における震度	6 弱～7	過去の活動状況	相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 8.2 の地震である。1923 年の大正関東地震を再現した地震である。1703 年元禄地震も過去の地震として知られている。	地震発生の可能性	地震調査研究推進本部による長期評価では 30 年以内に発生する確率は、ほぼ 0～ <u>6%</u> である。今後 100 年先頃には、地震発生の可能性が高くなっていると考えられる。	<p>表 1-1 想定地震の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">大正型関東地震</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震源域</td> <td>相模トラフ</td> </tr> <tr> <td>規模</td> <td>M8.2</td> </tr> <tr> <td>本市における震度</td> <td>6 弱～7</td> </tr> <tr> <td>過去の活動状況</td> <td>相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 8.2 の地震である。1923 年の大正関東地震を再現した地震である。1703 年元禄地震も過去の地震として知られている。</td> </tr> <tr> <td>地震発生の可能性</td> <td>地震調査研究推進本部による長期評価では 30 年以内に発生する確率は、ほぼ 0～<u>2%</u>である。今後 100 年先頃には、地震発生の可能性が高くなっていると考えられる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（首都直下地震モデル検討会が平成 25 年度 12 月に発表した「首都直下の M7 クラスの地震及び相模トラフ沿いの M8 クラスの地震等の震源断層モデルと地震分布・津波高等に関する報告書」より）</p>	大正型関東地震		震源域	相模トラフ	規模	M8.2	本市における震度	6 弱～7	過去の活動状況	相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 8.2 の地震である。1923 年の大正関東地震を再現した地震である。1703 年元禄地震も過去の地震として知られている。	地震発生の可能性	地震調査研究推進本部による長期評価では 30 年以内に発生する確率は、ほぼ 0～ <u>2%</u> である。今後 100 年先頃には、地震発生の可能性が高くなっていると考えられる。
大正型関東地震																												
震源域	相模トラフ																											
規模	M8.2																											
本市における震度	6 弱～7																											
過去の活動状況	相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 8.2 の地震である。1923 年の大正関東地震を再現した地震である。1703 年元禄地震も過去の地震として知られている。																											
地震発生の可能性	地震調査研究推進本部による長期評価では 30 年以内に発生する確率は、ほぼ 0～ <u>6%</u> である。今後 100 年先頃には、地震発生の可能性が高くなっていると考えられる。																											
大正型関東地震																												
震源域	相模トラフ																											
規模	M8.2																											
本市における震度	6 弱～7																											
過去の活動状況	相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 8.2 の地震である。1923 年の大正関東地震を再現した地震である。1703 年元禄地震も過去の地震として知られている。																											
地震発生の可能性	地震調査研究推進本部による長期評価では 30 年以内に発生する確率は、ほぼ 0～ <u>2%</u> である。今後 100 年先頃には、地震発生の可能性が高くなっていると考えられる。																											
2	2	79	<p><略> 藤沢市では、この「津波浸水想定」をもとに本市沿岸における最大クラスの津波となる「相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）」を津波避難体制を整備するにあたっての最大クラスの津波と想定する。 <u>なお、想定地震の発生確率については、県の地域防災計画に則り、「相模トラフ沿いの最大クラスの地震」を参考とし、文部科学省が設置した「地震調査研究推進本部」が令和 5 年 1 月に公表した「長期評価による地震発生確率値の更新について」の評価結果を用いている。</u></p>	<p><略> 藤沢市では、この「津波浸水想定」をもとに本市沿岸における最大クラスの津波となる「相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）」を津波避難体制を整備するにあたっての最大クラスの津波と想定する。</p>																								

各論 I
第 1 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 5 年 1 月 31 日）																																				
			表 1-3 想定津波の概要	表 1-3 想定津波の概要																																				
			<table border="1"> <tr> <td>想定地震</td> <td>相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）</td> </tr> <tr> <td>震源域</td> <td>相模トラフ</td> </tr> <tr> <td>規模</td> <td>マグニチュード 8.7</td> </tr> <tr> <td>震度</td> <td>全県で震度 7</td> </tr> <tr> <td>発生確率</td> <td>30 年以内ほぼ <u>0~6%</u> <u>（相模トラフ沿いの最大クラスの地震）</u> （2000 年から 3000 年あるいはそれ以上の発生間隔）</td> </tr> <tr> <td>本市への第 1 波の到達時間</td> <td>6 分</td> </tr> <tr> <td>最大津波高さ</td> <td>11.5m（到達時間 12 分）</td> </tr> <tr> <td>最大浸水面積</td> <td>4.7km²</td> </tr> <tr> <td>特徴</td> <td>発生後 40 分後くらいまでに繰り返し押し寄せる。 20 分後以降は高さ 2m 前後の津波である。</td> </tr> </table>	想定地震	相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）	震源域	相模トラフ	規模	マグニチュード 8.7	震度	全県で震度 7	発生確率	30 年以内ほぼ <u>0~6%</u> <u>（相模トラフ沿いの最大クラスの地震）</u> （2000 年から 3000 年あるいはそれ以上の発生間隔）	本市への第 1 波の到達時間	6 分	最大津波高さ	11.5m（到達時間 12 分）	最大浸水面積	4.7km ²	特徴	発生後 40 分後くらいまでに繰り返し押し寄せる。 20 分後以降は高さ 2m 前後の津波である。	<table border="1"> <tr> <td>想定地震</td> <td>相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）</td> </tr> <tr> <td>震源域</td> <td>相模トラフ</td> </tr> <tr> <td>規模</td> <td>マグニチュード 8.7</td> </tr> <tr> <td>震度</td> <td>全県で震度 7</td> </tr> <tr> <td>発生確率</td> <td>30 年以内ほぼ <u>0%</u> （2000 年から 3000 年あるいはそれ以上の発生間隔）</td> </tr> <tr> <td>本市への第 1 波の到達時間</td> <td>6 分</td> </tr> <tr> <td>最大津波高さ</td> <td>11.5m（到達時間 12 分）</td> </tr> <tr> <td>最大浸水面積</td> <td>4.7km²</td> </tr> <tr> <td>特徴</td> <td>発生後 40 分後くらいまでに繰り返し押し寄せる。 20 分後以降は高さ 2m 前後の津波である。</td> </tr> </table>	想定地震	相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）	震源域	相模トラフ	規模	マグニチュード 8.7	震度	全県で震度 7	発生確率	30 年以内ほぼ <u>0%</u> （2000 年から 3000 年あるいはそれ以上の発生間隔）	本市への第 1 波の到達時間	6 分	最大津波高さ	11.5m（到達時間 12 分）	最大浸水面積	4.7km ²	特徴	発生後 40 分後くらいまでに繰り返し押し寄せる。 20 分後以降は高さ 2m 前後の津波である。
想定地震	相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）																																							
震源域	相模トラフ																																							
規模	マグニチュード 8.7																																							
震度	全県で震度 7																																							
発生確率	30 年以内ほぼ <u>0~6%</u> <u>（相模トラフ沿いの最大クラスの地震）</u> （2000 年から 3000 年あるいはそれ以上の発生間隔）																																							
本市への第 1 波の到達時間	6 分																																							
最大津波高さ	11.5m（到達時間 12 分）																																							
最大浸水面積	4.7km ²																																							
特徴	発生後 40 分後くらいまでに繰り返し押し寄せる。 20 分後以降は高さ 2m 前後の津波である。																																							
想定地震	相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）																																							
震源域	相模トラフ																																							
規模	マグニチュード 8.7																																							
震度	全県で震度 7																																							
発生確率	30 年以内ほぼ <u>0%</u> （2000 年から 3000 年あるいはそれ以上の発生間隔）																																							
本市への第 1 波の到達時間	6 分																																							
最大津波高さ	11.5m（到達時間 12 分）																																							
最大浸水面積	4.7km ²																																							
特徴	発生後 40 分後くらいまでに繰り返し押し寄せる。 20 分後以降は高さ 2m 前後の津波である。																																							

各論 I
第 2 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 5 年 1 月 31 日）																																																																												
1	1	89	<p>表 2-1 都市計画の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>① 行政区域</td> <td>6,956 ha</td> </tr> <tr> <td>② 都市計画区域</td> <td>6,956 ha</td> </tr> <tr> <td>③ 市街化区域</td> <td>4,754 ha</td> </tr> <tr> <td>④ 市街化調整区域</td> <td>2,202 ha</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑤ 地域地区</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ア 用途地域</td> </tr> <tr> <td>(ア)第 1 種低層住居専用地域</td> <td>約 2,196 ha</td> </tr> <tr> <td>(イ)第 2 種低層住居専用地域</td> <td>約 33 ha</td> </tr> <tr> <td>(ウ)第 1 種中高層住居専用地域</td> <td>約 297 ha</td> </tr> <tr> <td>(エ)第 2 種中高層住居専用地域</td> <td>約 83 ha</td> </tr> <tr> <td>(オ)第 1 種住居地域</td> <td>約 719 ha</td> </tr> <tr> <td>(カ)第 2 種住居地域</td> <td>約 196 ha</td> </tr> <tr> <td>(キ)準住居地域</td> <td>約 130 ha</td> </tr> <tr> <td>(ク)近隣商業地域</td> <td>約 158 ha</td> </tr> <tr> <td>(ケ)商業地域</td> <td>約 171 ha</td> </tr> <tr> <td>(コ)準工業地域</td> <td>約 293 ha</td> </tr> <tr> <td>(サ)工業地域</td> <td>約 115 ha</td> </tr> <tr> <td>(シ)工業専用地域</td> <td>約 363 ha</td> </tr> <tr> <td>イ 防火地域</td> <td>約 30 ha</td> </tr> </table>	① 行政区域	6,956 ha	② 都市計画区域	6,956 ha	③ 市街化区域	4,754 ha	④ 市街化調整区域	2,202 ha	⑤ 地域地区		ア 用途地域		(ア)第 1 種低層住居専用地域	約 2,196 ha	(イ)第 2 種低層住居専用地域	約 33 ha	(ウ)第 1 種中高層住居専用地域	約 297 ha	(エ)第 2 種中高層住居専用地域	約 83 ha	(オ)第 1 種住居地域	約 719 ha	(カ)第 2 種住居地域	約 196 ha	(キ)準住居地域	約 130 ha	(ク)近隣商業地域	約 158 ha	(ケ)商業地域	約 171 ha	(コ)準工業地域	約 293 ha	(サ)工業地域	約 115 ha	(シ)工業専用地域	約 363 ha	イ 防火地域	約 30 ha	<p>表 2-1 都市計画の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>① 行政区域</td> <td>6,956 ha</td> </tr> <tr> <td>② 都市計画区域</td> <td>6,956 ha</td> </tr> <tr> <td>③ 市街化区域</td> <td>4,754 ha</td> </tr> <tr> <td>④ 市街化調整区域</td> <td>2,202 ha</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑤ 地域地区</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ア 用途地域</td> </tr> <tr> <td>(ア)第 1 種低層住居専用地域</td> <td>2,196 ha</td> </tr> <tr> <td>(イ)第 2 種低層住居専用地域</td> <td>33 ha</td> </tr> <tr> <td>(ウ)第 1 種中高層住居専用地域</td> <td>297 ha</td> </tr> <tr> <td>(エ)第 2 種中高層住居専用地域</td> <td>83 ha</td> </tr> <tr> <td>(オ)第 1 種住居地域</td> <td>719 ha</td> </tr> <tr> <td>(カ)第 2 種住居地域</td> <td>196 ha</td> </tr> <tr> <td>(キ)準住居地域</td> <td>130 ha</td> </tr> <tr> <td>(ク)近隣商業地域</td> <td>158 ha</td> </tr> <tr> <td>(ケ)商業地域</td> <td>171 ha</td> </tr> <tr> <td>(コ)準工業地域</td> <td>293 ha</td> </tr> <tr> <td>(サ)工業地域</td> <td>115 ha</td> </tr> <tr> <td>(シ)工業専用地域</td> <td>363 ha</td> </tr> <tr> <td>イ 防火地域</td> <td>30 ha</td> </tr> </table>	① 行政区域	6,956 ha	② 都市計画区域	6,956 ha	③ 市街化区域	4,754 ha	④ 市街化調整区域	2,202 ha	⑤ 地域地区		ア 用途地域		(ア)第 1 種低層住居専用地域	2,196 ha	(イ)第 2 種低層住居専用地域	33 ha	(ウ)第 1 種中高層住居専用地域	297 ha	(エ)第 2 種中高層住居専用地域	83 ha	(オ)第 1 種住居地域	719 ha	(カ)第 2 種住居地域	196 ha	(キ)準住居地域	130 ha	(ク)近隣商業地域	158 ha	(ケ)商業地域	171 ha	(コ)準工業地域	293 ha	(サ)工業地域	115 ha	(シ)工業専用地域	363 ha	イ 防火地域	30 ha
① 行政区域	6,956 ha																																																																															
② 都市計画区域	6,956 ha																																																																															
③ 市街化区域	4,754 ha																																																																															
④ 市街化調整区域	2,202 ha																																																																															
⑤ 地域地区																																																																																
ア 用途地域																																																																																
(ア)第 1 種低層住居専用地域	約 2,196 ha																																																																															
(イ)第 2 種低層住居専用地域	約 33 ha																																																																															
(ウ)第 1 種中高層住居専用地域	約 297 ha																																																																															
(エ)第 2 種中高層住居専用地域	約 83 ha																																																																															
(オ)第 1 種住居地域	約 719 ha																																																																															
(カ)第 2 種住居地域	約 196 ha																																																																															
(キ)準住居地域	約 130 ha																																																																															
(ク)近隣商業地域	約 158 ha																																																																															
(ケ)商業地域	約 171 ha																																																																															
(コ)準工業地域	約 293 ha																																																																															
(サ)工業地域	約 115 ha																																																																															
(シ)工業専用地域	約 363 ha																																																																															
イ 防火地域	約 30 ha																																																																															
① 行政区域	6,956 ha																																																																															
② 都市計画区域	6,956 ha																																																																															
③ 市街化区域	4,754 ha																																																																															
④ 市街化調整区域	2,202 ha																																																																															
⑤ 地域地区																																																																																
ア 用途地域																																																																																
(ア)第 1 種低層住居専用地域	2,196 ha																																																																															
(イ)第 2 種低層住居専用地域	33 ha																																																																															
(ウ)第 1 種中高層住居専用地域	297 ha																																																																															
(エ)第 2 種中高層住居専用地域	83 ha																																																																															
(オ)第 1 種住居地域	719 ha																																																																															
(カ)第 2 種住居地域	196 ha																																																																															
(キ)準住居地域	130 ha																																																																															
(ク)近隣商業地域	158 ha																																																																															
(ケ)商業地域	171 ha																																																																															
(コ)準工業地域	293 ha																																																																															
(サ)工業地域	115 ha																																																																															
(シ)工業専用地域	363 ha																																																																															
イ 防火地域	30 ha																																																																															

各論 I
第 2 部

章	節	頁	修正案			現行（最終修正：令和 5 年 1 月 31 日）		
			ウ 準防火地域		約 1,723 ha	ウ 準防火地域		1,723 ha
			エ 高度利用地区		約 2 ha	エ 高度利用地区		2 ha
			オ 景観地区	2 地区	約 63 ha	オ 景観地区	2 地区	約 63 ha
			カ 風致地区	5 地区	約 584 ha	カ 風致地区	5 地区	約 584 ha
			⑥ 都市計画 道路	76 路線	約 162.50 km	⑥ 都市計画 道路	75 路線	約 162.19 km
			⑦ 都市計画 公園	192 箇所	約 219.67 ha	⑦ 都市計画 公園	193 箇所	約 258.42 ha
			⑧ 都市計画 緑地	5 箇所	約 81.00 ha	⑧ 都市計画 緑地	5 箇所	約 81.00 ha
			（令和 5 年 4 月 1 日現在）			（令和 3 年 4 月 1 日現在）		
1	2	92	<p>【現状】</p> <p><略></p> <p>本市の都市計画道路網は、市内の都市拠点や近隣都市を結び、相互の連携強化を図るため、計画的に格子型のネットワークを形成するよう配置している。その整備状況は、令和 4 年度末までに、計画延長約 163km のうち、約 126km、約 78% が整備済となっている。一方、未着手路線・区間は、市域南部を中心に約 36km に及んでおり、防災機能向上のためには、継続的な都市計画道路の整備が必要である。</p> <p><略></p> <p>その他、幅員 4m に満たない狭あい道路の問題は、古くから市街地を形成してきた地区ほど深刻であり、歩行者などの通行が危険であることや日照や通風</p>			<p>【現状】</p> <p><略></p> <p>本市の都市計画道路網は、市内の都市拠点や近隣都市を結び、相互の連携強化を図るため、計画的に格子型のネットワークを形成するよう配置している。その整備状況は、令和 3 年度末までに、計画延長約 163km のうち、約 126km、約 78% が整備済となっている。一方、未着手路線・区間は、市域南部を中心に約 20km に及んでおり、防災機能向上のためには、継続的な都市計画道路の整備が必要である。</p> <p><略></p> <p>その他、幅員 4m に満たない狭あい道路の問題は、古くから市街地を形成してきた地区ほど深刻であり、歩行者などの通行が危険であることや日照や通風</p>		

各論 I
第 2 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 5 年 1 月 31 日）
			を妨げるといった日常生活における問題だけでなく、消防自動車等の緊急車両の進入が困難であるなど、災害・緊急時に支障を来す場合がある。そのため、狭あい道路の解消の事業は、昭和 62 年度から進めており、令和 <u>4</u> 年度末までに約 <u>132,847</u> m（片側の延長）が整備されている。	を妨げるといった日常生活における問題だけでなく、消防自動車等の緊急車両の進入が困難であるなど、災害・緊急時に支障を来す場合がある。そのため、狭あい道路の解消の事業は、昭和 62 年度から進めており、令和 <u>3</u> 年度末までに約 <u>130,117</u> m（片側の延長）が整備されている。
1	2	94	<p>2 公園・緑地の整備</p> <p>【現状】</p> <p>本市では、震災時の避難場所や防災活動拠点、復旧・復興拠点として、また、延焼遮断空間としても重要な空間である公園や緑地の確保を進めてきている。</p> <p>公園については、令和 <u>5</u> 年 4 月 1 日現在、本市の管理による公園 <u>316</u> 箇所（<u>192.16</u>ha）を開設している。また、合わせて市内には、神奈川県が管理する県立公園が 3 箇所（44.6ha）開設されている。</p> <p>本市が管理する緑地については、<u>11</u> 箇所（<u>13.75</u>ha）を開設している。</p> <p>上記公園 <u>316</u> 箇所のうち 12 公園を指定緊急避難場所（大規模火災）に指定しており、指定緊急避難場所（大規模火災）の 1 つである八部公園は、災害派遣部隊（自衛隊）宿営施設の受入場所としても指定している。</p>	<p>2 公園・緑地の整備</p> <p>【現状】</p> <p>本市では、震災時の避難場所や防災活動拠点、復旧・復興拠点として、また、延焼遮断空間としても重要な空間である公園や緑地の確保を進めてきている。</p> <p>公園については、令和 <u>3</u> 年 4 月 1 日現在、本市の管理による公園 <u>313</u> 箇所（<u>189.39</u>ha）を開設している。また、合わせて市内には、神奈川県が管理する県立公園が 3 箇所（44.6ha）開設されている。</p> <p>本市が管理する緑地については、<u>10</u> 箇所（<u>13.73</u>ha）を開設している。</p> <p>上記公園 <u>313</u> 箇所のうち 12 公園を指定緊急避難場所（大規模火災）に指定しており、指定緊急避難場所（大規模火災）の 1 つである八部公園は、災害派遣部隊（自衛隊）宿営施設の受入場所としても指定している。</p>
1	3	98	<p>【現状】</p> <p><略></p> <p>処理人口普及率（行政人口に対する処理可能な人口の比率）は令和 <u>4</u> 年度末で <u>96.0</u>%である。</p>	<p>【現状】</p> <p><略></p> <p>処理人口普及率（行政人口に対する処理可能な人口の比率）は令和 <u>元</u> 年度末で <u>95.8</u>%である。</p>

各論 I
第 2 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 5 年 1 月 31 日）
			<p>管渠の整備延長は、汚水管は令和 4 年度末で <u>1,184.7</u>km、雨水管は同じく <u>437.4</u>km である。</p> <p>処理施設は昭和 39 年に運転開始した辻堂浄化センター（令和 4 年度末処理能力 123,900 m³/日）と昭和 60 年に運転開始した大清水浄化センター（令和 4 年度末処理能力 93,600 m³/日）の 2 施設がある。</p> <p><略></p> <p>【取組の方向】 ふじさわ下水道ビジョンに基づく総合的な地震対策を推進する。</p>	<p>管渠の整備延長は、汚水管は令和 <u>元</u>年度末で <u>1,175.5</u>km、雨水管は同じく <u>434.7</u>km である。</p> <p>処理施設は昭和 39 年に運転開始した辻堂浄化センター（令和 3 年度末処理能力 123,900 m³/日）と昭和 60 年に運転開始した大清水浄化センター（令和 3 年度末処理能力 93,600 m³/日）の 2 施設がある。</p> <p><略></p> <p>【取組の方向】 <u>湘南</u>ふじさわ下水道ビジョンに基づく総合的な地震対策を推進する。</p>
1	3	99	<p>【主な事業】</p> <p>（1）下水道の地震対策の推進</p> <p>ア <u>令和 4</u> 年度に策定した下水道総合地震対策計画（第<u>三</u>期）に基づき、引き続き下水道施設の耐震診断や耐震補強を進める。</p>	<p>【主な事業】</p> <p>（1）下水道の地震対策の推進</p> <p>ア <u>平成 29</u> 年度に策定した下水道総合地震対策計画（第<u>三</u>期）に基づき、引き続き下水道施設の耐震診断や耐震補強を進める。</p>
2	3	112	<p>【現状】</p> <p>現在、1 消防局・2 消防署・12 出張所・1 分遣所及び 1 消防団本部・31 消防分団を配置し、消防体制を確保している。</p> <p>さらに、消防部隊については、救助隊 3 隊、消防隊 12 隊（水難救助隊兼務 1 隊含む）指揮隊 2 隊、救急隊 <u>15</u> 隊の編成となっている。</p>	<p>【現状】</p> <p>現在、1 消防局・2 消防署・12 出張所・1 分遣所及び 1 消防団本部・31 消防分団を配置し、消防体制を確保している。</p> <p>さらに、消防部隊については、救助隊 3 隊、消防隊 12 隊（水難救助隊兼務 1 隊含む）指揮隊 2 隊、救急隊 <u>14</u> 隊の編成となっている。</p>
5	1	124	<p>島内には公共の有料駐車場が 4 か所あるが、収容台数は約 <u>900</u> 台程度であ</p>	<p>島内には公共の有料駐車場が 4 か所あるが、収容台数は約 <u>1,200</u> 台程度であ</p>

各論 I
第 2 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 5 年 1 月 31 日）
			<p>り、休日には不足しているのが現状である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・江の島なぎさ駐車場 327 台 ・観光協会江の島駐車場 普通車 74 台 大型バス 10 台 ・湘南港臨港道路附属駐車場 普通車 320 台 大型車 5 台 ・江の島かもめ駐車場 普通車 <u>188</u> 台 バス 14 台 	<p>り、休日には不足しているのが現状である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・江の島なぎさ駐車場 327 台 ・観光協会江の島駐車場 普通車 74 台 大型バス 10 台 ・湘南港臨港道路附属駐車場 普通車 320 台 大型車 5 台 ・江の島かもめ駐車場 普通車 <u>503</u> 台 バス 14 台
5	1	126	<p>(2) 風水害対策</p> <p>土砂災害警戒区域が江の島では多数あるため、その対策について、関係各課と連携を図り進める。</p> <p>警戒区域や避難場所等の情報提供については、平成 27 年度から自治会町内会への説明を順次行っている。</p> <p>豪雨や土砂災害が予測される場合の、緊急的な避難所として指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）を指定している。江の島では、湘南港港湾管理事務所（通称ヨットハウス）、<u>江の島大師</u>、<u>江の島アイランドスパ</u>となる。</p>	<p>(2) 風水害対策</p> <p>土砂災害警戒区域が江の島では多数あるため、その対策について、関係各課と連携を図り進める。</p> <p>警戒区域や避難場所等の情報提供については、平成 27 年度から自治会町内会への説明を順次行っている。</p> <p>豪雨や土砂災害が予測される場合の、緊急的な避難所として指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）を指定している。江の島では、湘南港港湾管理事務所（通称ヨットハウス）<u>と</u>江の島大師となる。</p>

各論 I
第 3 部

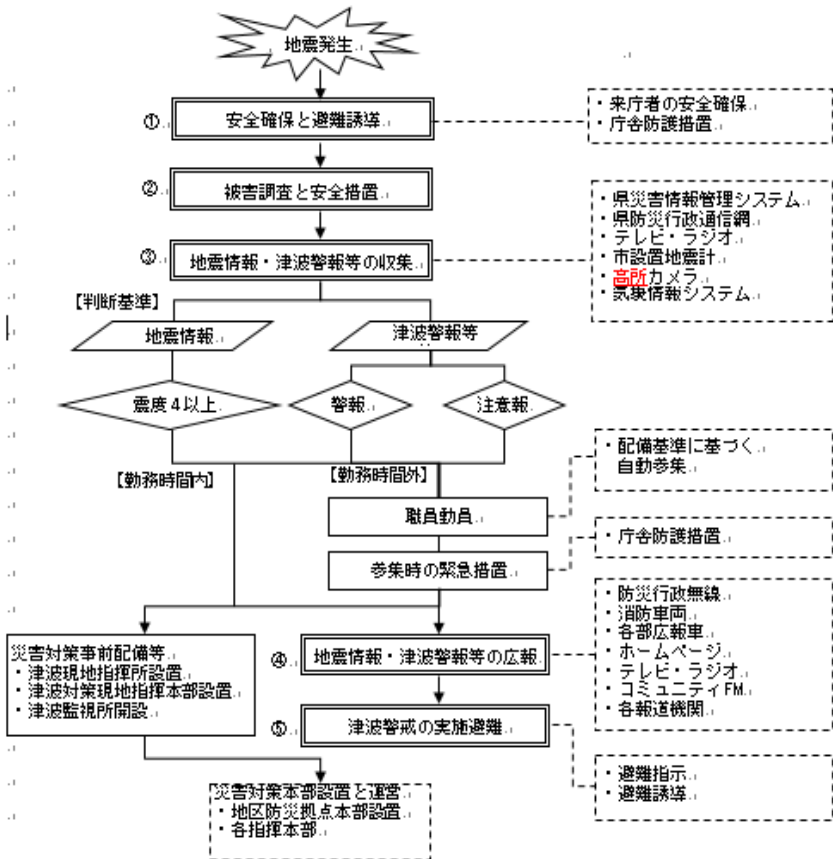
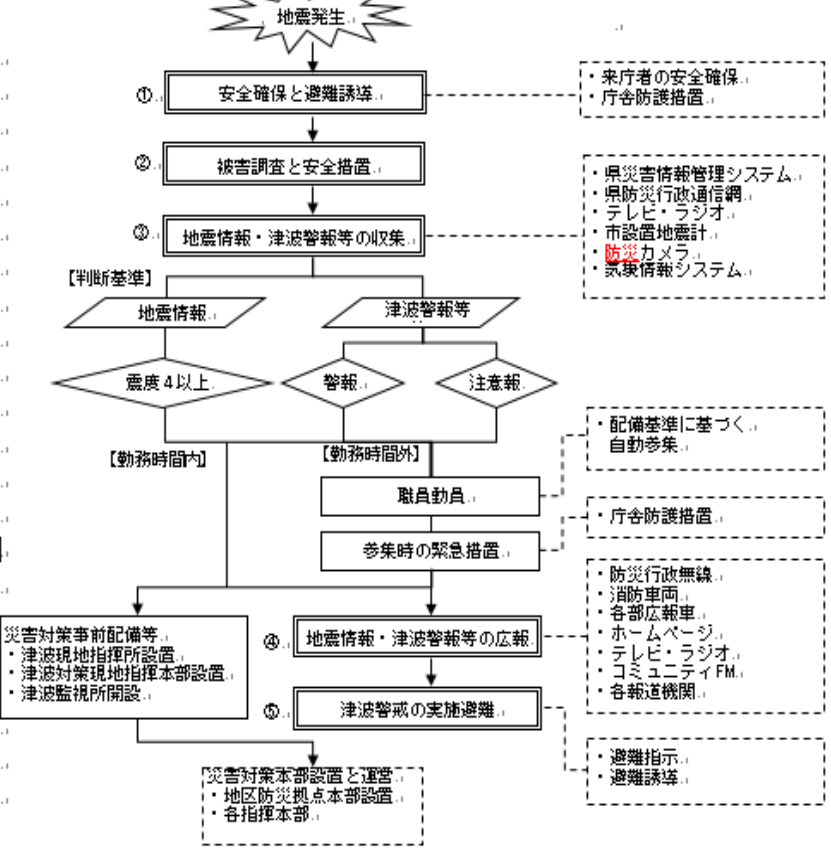
章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 5 年 1 月 31 日）
6		139	<p><略></p> <p>【課題】</p> <p><略></p> <p>令和 2 年 <u>から令和 5 年にかけて発生した</u>新型コロナウイルス感染症の <u>感染拡大</u> を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</p>	<p><略></p> <p>【課題】</p> <p><略></p> <p>令和 2 年 <u>における</u>新型コロナウイルス感染症の <u>発生</u> を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</p>
6		140	<p>また、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から本部事務局と健康医療部（保健所）指揮本部が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p>	<p>また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から本部事務局と健康医療部（保健所）指揮本部が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p>
6		144	<p>8 ペット対策</p> <p>市は、飼い主不明かつ負傷した犬、猫等の円滑な救護を図るため、「災害時の動物救護活動に関する協定」に基づき、藤沢市獣医師会と連携して動物救護活動を行い、<u>「神奈川県災害時動物救護対策実施要綱」及び「災害時動物救護活動マニュアル」</u>に基づき、<u>神奈川県等と連携して、動物救護活動に努めるとともに、</u>飼い主に対し普段からの備え等の普及啓発を行い、災害時に備える。</p> <p>また、指定避難所におけるペットの扱いについては、鳴き声や衛生面等に関する問題から、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を可能な限り、「避難所運営マニュアル」に位置づける <u>とともに、</u></p>	<p>8 ペット対策</p> <p>市は、飼い主不明かつ負傷した犬、猫等の円滑な救護を図るため、「災害時の動物救護活動に関する協定」に基づき、藤沢市獣医師会と連携して動物救護活動を行う <u>とともに、</u>「災害時動物救護マニュアル」に基づき、飼い主に対し普段からの備え等の普及啓発を行い、災害時に備える。</p> <p>また、指定避難所におけるペットの扱いについては、鳴き声や衛生面等に関する問題から、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を可能な限り、「避難所運営マニュアル」に位置づける。</p>

各論 I
第 3 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 5 年 1 月 31 日）
			<p><u>ペットの避難対策に伴う、ケージ等の用具やペットフード等の調達の支援に努める。</u></p> <p><u>なお、新たなペット同伴避難施設の開設については今後も検討していく。</u></p>	
11	1	161	<p>【現状】</p> <p>藤沢市教育委員会では、地域防災計画に基づき、災害時、並びに<u>南海トラフ地震臨時情報及び南海トラフ地震関連解説情報</u>が発表された場合、或いは警戒宣言が発せられた場合等における児童生徒等の生命・身体の安全確保や迅速・的確な保護対策、さらには日常における小・中・特別支援学校（以下、「学校」という）の防災対策について、「地震－そのとき学校は－」を定め、市立学校では、これに基づき学校防災計画を作成している。</p>	<p>【現状】</p> <p>藤沢市教育委員会では、地域防災計画に基づき、災害時、並びに<u>東海地震注意情報及び東海地震予知情報</u>が発表された場合、或いは警戒宣言が発せられた場合等における児童生徒等の生命・身体の安全確保や迅速・的確な保護対策、さらには日常における小・中・特別支援学校（以下、「学校」という）の防災対策について、「地震－そのとき学校は－」を定め、市立学校では、これに基づき学校防災計画を作成している。</p>
13	1	167	<p>建築物応急危険度判定制度については、神奈川県建築物震後対策推進協議会の主導で平成 4 年度より体制の構築が進められており、令和 <u>4</u> 年度現在で民間、行政合わせて <u>601</u> 名の建築物応急危険度判定士が市に登録されている。これまで、判定士の養成活動として、県下の協議会を通じて判定士養成講習会を継続的に実施するなど、制度の充実を図っている。</p> <p>被災宅地危険度判定制度は、神奈川県建築物震後対策推進協議会により整備が進められており、平成 10 年度から被災宅地危険度判定士の養成を始めて以降、本市では令和 <u>4</u> 年度現在 <u>204</u> 名の被災宅地危険度判定士が登録されている。</p>	<p>建築物応急危険度判定制度については、神奈川県建築物震後対策推進協議会の主導で平成 4 年度より体制の構築が進められており、令和 <u>3</u> 年度現在で民間、行政合わせて <u>608</u> 名の建築物応急危険度判定士が市に登録されている。これまで、判定士の養成活動として、県下の協議会を通じて判定士養成講習会を継続的に実施するなど、制度の充実を図っている。</p> <p>被災宅地危険度判定制度は、神奈川県建築物震後対策推進協議会により整備が進められており、平成 10 年度から被災宅地危険度判定士の養成を始めて以降、本市では令和 <u>3</u> 年度現在 <u>203</u> 名の被災宅地危険度判定士が登録されている。</p>
13	2	169	<p>1 応急仮設住宅の建設と供給体制の確立の推進</p> <p><略></p>	<p>1 応急仮設住宅の建設と供給体制の確立の推進</p> <p><略></p>

各論 I
第 3 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 5 年 1 月 31 日）
			オ 県や関係機関と連携し、応急仮設住宅（建設型、 <u>賃貸型</u> ）の供給に関する訓練を実施する。	オ 県や関係機関と連携し、応急仮設住宅（建設型、 <u>民間賃貸住宅借上げ型</u> ）の供給に関する訓練を実施する。
13	3	170	<p>第 3 節 住宅の応急修理・障害物の除去対策</p> <p><略></p> <p>【課題】</p> <p>応急修理は災害発生の日から <u>3</u>ヶ月以内に<u>完了（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から 6 ヶ月以内に完了）</u>、障害物の除去は災害発生の日から 10 日以内に実施できる対策が必要である。</p> <p>また、実施にあたっては、藤沢市建設業協会等の協力が不可欠である。</p>	<p>第 3 節 住宅の応急修理・障害物の除去対策</p> <p><略></p> <p>【課題】</p> <p>応急修理は災害発生の日から <u>1</u>ヶ月以内に<u>修理</u>、障害物の除去は災害発生の日から 10 日以内に実施できる対策が必要である。</p> <p>また、実施にあたっては、藤沢市建設業協会等の協力が不可欠である。</p>
14		171	<p>下水道については、災害時に備え、管路の保守点検を行い、必要に応じて補修又は改築に努めているが、耐震性を有している管路は少ない。浄化センター及びポンプ場においては、耐震化が必要な施設や停電時の機能確保において能力不足となっている施設が存在している。また、災害の発生により汚泥処理に重大な支障が生じたときに、復旧までの間、被災した<u>大清水浄化センター</u>の汚泥を、相互協力により緊急に処理する協定を、横浜市西部水再生センターと締結している。</p>	<p>下水道については、災害時に備え、管路の保守点検を行い、必要に応じて補修又は改築に努めているが、耐震性を有している管路は少ない。浄化センター及びポンプ場においては、耐震化が必要な施設や停電時の機能確保において能力不足となっている施設が存在している。また、災害の発生により汚泥処理に重大な支障が生じたときに、復旧までの間、被災した<u>処理施設</u>の汚泥を、相互協力により緊急に処理する協定を、横浜市西部水再生センターと締結している。</p>

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 5 年 1 月 31 日）
1	1	184	 <p>図 4-1 地震発生時の対応フロー</p>	 <p>図 4-1 地震発生時の対応フロー</p>
6	5	210	<p>市は、「災害時の動物救護活動に関する協定」に基づき、藤沢市獣医師会と連携して、動物救護活動を行う。</p> <p>また、市は、「<u>神奈川県災害時動物救護対策実施要綱</u>」及び「<u>災害時動物救護</u></p>	<p>市は、「災害時の動物救護活動に関する協定」に基づき、藤沢市獣医師会と連携して、動物救護活動を行う。</p>

各論 I
第 4 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 5 年 1 月 31 日）
			<p><u>活動マニュアル</u>に基づき、神奈川県等と連携して、動物救護活動を行う。</p> <p>なお、県では、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、獣医師会及び動物愛護団体等と連携して動物救護本部を設置し、被災した犬猫等の救護を行うこととしている。</p>	<p>なお、県では、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、獣医師会及び動物愛護団体等と連携して動物救護本部を設置し、被災した犬猫等の救護を行うこととしている。</p>
9	1	218	<p>3 生活用水の確保</p> <p>災害時の生活用水（洗面、洗濯、トイレの流し水等）は、次により確保する。</p> <p><略></p> <p>(2) 市立小・中学校等の井戸による確保</p> <p>市立小・中学校等に設置した井戸により、被災者等の生活用水を確保する。</p> <p><略></p> <p>5 応急飲料水の給水場所</p> <p>被災者に対する応急飲料水の給水場所は、原則として地区防災拠点本部及び指定避難所（小・中学校等）、<u>耐震性飲料用貯水槽設置場所</u>とする。</p> <p>ただし、高齢者、障がい者等で指定避難所での給水を受けることができないときは、近隣の住民、ボランティア等に協力を要請し配達給水を図る。</p> <p>県営水道は、市からの依頼により臨時給水栓の設置について協力する。</p> <p><u>市は、県営水道と連携し、災害用指定配水池等の飲料水が地区に偏りなく確実に被災者へ行き渡る体制の構築等に取り組む。</u></p>	<p>3 生活用水の確保</p> <p>災害時の生活用水（洗面、洗濯、トイレの流し水等）は、次により確保する。</p> <p><略></p> <p>(2) 市立小・中学校の井戸による確保</p> <p>市立小・中学校に設置した井戸により、被災者等の生活用水を確保する。</p> <p><略></p> <p>5 応急飲料水の給水場所</p> <p>被災者に対する応急飲料水の給水場所は、原則として地区防災拠点本部及び指定避難所（小・中学校等）とする。</p> <p>ただし、高齢者、障がい者等で指定避難所での給水を受けることができないときは、近隣の住民、ボランティア等に協力を要請し配達給水を図る。</p> <p>県営水道は、市からの依頼により臨時給水栓の設置について協力する。</p>
13	2	240	<p>2 応急仮設住宅</p> <p><略></p>	<p>2 応急仮設住宅</p> <p><略></p>

各論 I
第 4 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 5 年 1 月 31 日）																		
			<p>(3) 応急仮設住宅の供与</p> <p>市は、災害救助法が適用されたときは、県と密接な連携をとり、応急仮設住宅（建設型、<u>賃貸型</u>）の供与の実施に協力する。</p> <p><略></p> <p>3 公的賃貸住宅の空き室活用</p> <p>被災者の一時入居及びその後の借上げ型応急仮設住宅としての利用も見据え、公的賃貸住宅の空き室を積極的に活用する。公的賃貸住宅の範囲は、市営住宅、県営住宅、都市再生機構や神奈川県住宅供給公社の賃貸住宅及び公務員住宅等とする。</p>	<p>(3) 応急仮設住宅の供与</p> <p>市は、災害救助法が適用されたときは、県と密接な連携をとり、応急仮設住宅（建設型、<u>公営住宅及び民間賃貸住宅の借上げ型</u>）の供与の実施に協力する。</p> <p><略></p> <p>3 公的賃貸住宅の空き室活用</p> <p>被災者の一時入居及びその後の借上げ型応急仮設住宅としての利用も見据え、公的賃貸住宅の空き室を積極的に活用する。公的賃貸住宅の範囲は、市営住宅、県営住宅、都市再生機構や神奈川県住宅供給公社の賃貸住宅、<u>雇用促進住宅</u>及び公務員住宅等とする。</p>																		
14	4	246	<p>表 4-4 非常態勢の組織</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業所</th> <th>組織</th> <th>機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本社</td> <td>非常災害 対策本社本 部</td> <td>・本社における非常災害対策活動の 実施 ・全事業所において実施される非常災 害対策活動の総括及び指揮</td> </tr> <tr> <td>総支社、電力所等</td> <td>非常災害 対策総支社 本部</td> <td>・自事業所における非常災害対策活 動の実施 ・自総支社に所属する事業所におい て実施される非常災害対策活動の 総括及び指揮</td> </tr> </tbody> </table>	事業所	組織	機能	本社	非常災害 対策本社本 部	・本社における非常災害対策活動の 実施 ・全事業所において実施される非常災 害対策活動の総括及び指揮	総支社、電力所等	非常災害 対策総支社 本部	・自事業所における非常災害対策活 動の実施 ・自総支社に所属する事業所におい て実施される非常災害対策活動の 総括及び指揮	<p>表 4-4 非常態勢の組織</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業所</th> <th>組織</th> <th>機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本社</td> <td>非常災害 対策本社本 部</td> <td>・本社における非常災害対策活動の 実施 ・全事業所において実施される非常災 害対策活動の総括及び指揮</td> </tr> <tr> <td>総支社、電力所等</td> <td>非常災害 対策総支社 本部</td> <td>・自事業所における非常災害対策活 動の実施 ・自総支社に所属する事業所におい て実施される非常災害対策活動の 総括及び指揮</td> </tr> </tbody> </table>	事業所	組織	機能	本社	非常災害 対策本社本 部	・本社における非常災害対策活動の 実施 ・全事業所において実施される非常災 害対策活動の総括及び指揮	総支社、電力所等	非常災害 対策総支社 本部	・自事業所における非常災害対策活 動の実施 ・自総支社に所属する事業所におい て実施される非常災害対策活動の 総括及び指揮
事業所	組織	機能																				
本社	非常災害 対策本社本 部	・本社における非常災害対策活動の 実施 ・全事業所において実施される非常災 害対策活動の総括及び指揮																				
総支社、電力所等	非常災害 対策総支社 本部	・自事業所における非常災害対策活 動の実施 ・自総支社に所属する事業所におい て実施される非常災害対策活動の 総括及び指揮																				
事業所	組織	機能																				
本社	非常災害 対策本社本 部	・本社における非常災害対策活動の 実施 ・全事業所において実施される非常災 害対策活動の総括及び指揮																				
総支社、電力所等	非常災害 対策総支社 本部	・自事業所における非常災害対策活 動の実施 ・自総支社に所属する事業所におい て実施される非常災害対策活動の 総括及び指揮																				

各論 I
第 4 部

章	節	頁	修正案			現行（最終修正：令和 5 年 1 月 31 日）								
			第一線機関（支社、 その他の指定事業所）	非常災害 対策支部	・自事業所における非常災害対策活 動の実施	第一線機関（支社、 火力 発電所 、 その他の指定事業所）	非常災害 対策支部	・自事業所における非常災害対策活 動の実施						
16	1	268	<p>（3）災害派遣部隊の受入体制 ＜略＞</p> <p>オ 派遣部隊宿営施設の提供 派遣部隊の宿営施設として、次の場所を提供する。また、八部公園については、津波災害警戒区域に指定されていることに留意する。</p>			<p>（3）災害派遣部隊の受入体制 ＜略＞</p> <p>オ 派遣部隊宿営施設の提供 派遣部隊の宿営施設として、次の場所を提供する。</p>								
21	1	282	<p>第 1 節 津波警報等の受理伝達</p> <p>1 津波警報等の種類 ＜略＞</p> <p>（*2）津波観測に関する情報の発表内容について 沿岸で観測された津波の第 1 波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。津波は繰り返し襲い、あとから来る波の方が高くなることもあるため、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険である。そのため、最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</p> <p style="text-align: center;">表 4-10 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">警報・注意報の 発表状況</th> <th style="text-align: center;">観測された津波の高さ</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">大津波警報</td> <td style="text-align: center;">1m超</td> <td style="text-align: center;">数値で発表</td> </tr> </tbody> </table>			警報・注意報の 発表状況	観測された津波の高さ	内容	大津波警報	1m超	数値で発表	<p>第 1 節 津波警報等の受理伝達</p> <p>1 津波警報等の種類 ＜略＞</p> <p>（*2）津波観測に関する情報の発表内容について 沿岸で観測された津波の第 1 波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。津波は繰り返し襲い、あとから来る波の方が高くなることもあるため、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険である。そのため、最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</p>		
警報・注意報の 発表状況	観測された津波の高さ	内容												
大津波警報	1m超	数値で発表												

各論 I
第 4 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 5 年 1 月 31 日）																	
			<table border="1"> <tr> <td></td> <td>1m以下</td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>0.2m以上</td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満</td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>（すべての場合）</td> <td>数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）</td> </tr> </table> <p>（*3）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <p>沖合で観測された津波の第 1 波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第 1 波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。</p> <p>最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</p> <p>表 4-11 沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警報・注意報の発表状況</th> <th>沿岸で推定される津波の高さ</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津波警報</td> <td>3m超</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> </tbody> </table>		1m以下	「観測中」と発表	津波警報	0.2m以上	数値で発表	0.2m未満	「観測中」と発表	津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）	警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容	大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	<p>（*3）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <p>沖合で観測された津波の第 1 波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第 1 波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。</p> <p>最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</p>
	1m以下	「観測中」と発表																			
津波警報	0.2m以上	数値で発表																			
	0.2m未満	「観測中」と発表																			
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）																			
警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容																			
大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																			

各論 I
第 4 部

章	節	頁	修正案			現行（最終修正：令和 5 年 1 月 31 日）
				<u>3m以下</u>	<u>沖合での観測地を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</u>	
			<u>津波警報</u>	<u>1m以上</u>	<u>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</u>	
				<u>1m未満</u>	<u>沖合での観測地を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</u>	
			<u>津波注意報</u>	<u>（すべての場合）</u>	<u>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</u>	
<p>※以降、各論 I 第 4 部の表番号繰り下げを適用</p>						

各論 I
第 4 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 5 年 1 月 31 日）
21	1	284		
21	2	285	<p>4 広報</p> <p>(1) 避難指示</p> <p>ア 大津波警報又は津波警報を受信したときは、片瀬地区、鶴沼地区及び辻堂地区の津波避難対象地域の市民等に対して、直ちに避難指示を行う。</p> <p>イ 津波注意報を受信したときは、海の中や海岸付近にいる者に対して、広報車両や津波フラッグ等を活用して、直ちに避難指示を行う。<u>なお、遠地津波の場合は、状況に応じて避難指示等を行う。</u></p> <p>ウ 震度 4 以上の地震を感じた場合、又は弱い地震であっても長時間ゆっくり</p>	<p>4 広報</p> <p>(1) 避難指示</p> <p>ア 大津波警報又は津波警報を受信したときは、片瀬地区、鶴沼地区及び辻堂地区の津波避難対象地域の市民等に対して、直ちに避難指示を行う。</p> <p>イ 津波注意報を受信したときは、海の中や海岸付近にいる者に対して、広報車両や津波フラッグ等を活用して、直ちに避難指示を行う。</p> <p>ウ 震度 4 以上の地震を感じた場合、又は弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、必要に応じて避難指示を行う。</p>

各論 I
第 4 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 5 年 1 月 31 日）
			とした揺れを感じた場合は、必要に応じて避難指示を行う。	

各論 I
第 5 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 5 年 1 月 31 日）		
1	4	294	表 1-1 国の助成する災害復旧事業		表 1-1 国の助成する災害復旧事業	
			法令等	助成を受ける事業	法令等	助成を受ける事業
			公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	公共土木施設災害復旧事業
				公共土木施設災害関連事業		公共土木施設災害関連事業
			公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設災害復旧事業
			公営住宅法	公営住宅災害復旧事業	公営住宅法	公営住宅災害復旧事業
			農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農林水産施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農林水産施設災害復旧事業
			建設省都市局長通達都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	都市災害復旧事業	建設省都市局長通達都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	都市災害復旧事業
			土地区画整理法	土地区画整理事業（急施を要す）	土地区画整理法	土地区画整理事業（急施を要す）
			都市公園法	災害応急対策に必要な施設	都市公園法	災害応急対策に必要な施設
			生活保護法	生活保護施設災害復旧事業	生活保護法	生活保護施設災害復旧事業
			児童福祉法	児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法	児童福祉施設災害復旧事業
			老人福祉法	老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法	老人福祉施設災害復旧事業
			身体障がい者福祉法	身体障がい者更生援護施設災害復旧事業	身体障がい者福祉法	身体障がい者更生援護施設災害復旧事業
			知的障がい者福祉法	知的障がい者更正施設災害復旧事業	知的障がい者福祉法	知的障がい者更正施設災害復旧事業
			売春防止法	女性保護施設災害復旧事業	売春防止法	女性保護施設災害復旧事業
感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律	感染症予防施設災害復旧事業	感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律	感染症予防施設災害復旧事業			

各論 I
第 5 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 5 年 1 月 31 日）																												
			<table border="1"> <tr> <td></td> <td>感染症予防事業</td> </tr> <tr> <td>予防接種法</td> <td>臨時の予防接種</td> </tr> <tr> <td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</td> <td>災害清掃費</td> </tr> <tr> <td>中小企業信用保険法</td> <td>中小企業信用保険法による災害関係保証</td> </tr> <tr> <td>水防法</td> <td>水防施設の設置費</td> </tr> <tr> <td>産業労働者住宅資金融通法</td> <td>産業労働者住宅建設資金の融通</td> </tr> <tr> <td>下水道法</td> <td>河川等災害復旧事業</td> </tr> </table> <p>(注) 単独災害復旧事業として採択される事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助災害復旧事業の採択基準に満たない事業 2 庁舎、試験場等の公用施設 3 災害応急復旧工事 4 災害関連工事 5 国庫補助制度があっても補助災害復旧事業の対象としない施設の災害事業 		感染症予防事業	予防接種法	臨時の予防接種	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害清掃費	中小企業信用保険法	中小企業信用保険法による災害関係保証	水防法	水防施設の設置費	産業労働者住宅資金融通法	産業労働者住宅建設資金の融通	下水道法	河川等災害復旧事業	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>感染症予防事業</td> </tr> <tr> <td>予防接種法</td> <td>臨時の予防接種</td> </tr> <tr> <td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</td> <td>災害清掃費</td> </tr> <tr> <td>中小企業信用保険法</td> <td>中小企業信用保険法による災害関係保証</td> </tr> <tr> <td>水防法</td> <td>水防施設の設置費</td> </tr> <tr> <td>産業労働者住宅資金融通法</td> <td>産業労働者住宅建設資金の融通</td> </tr> <tr> <td>下水道法</td> <td>公共下水道・流域下水道災害復旧事業</td> </tr> </table> <p>(注) 単独災害復旧事業として採択される事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助災害復旧事業の採択基準に満たない事業 2 庁舎、試験場等の公用施設 3 災害応急復旧工事 4 災害関連工事 5 国庫補助制度があっても補助災害復旧事業の対象としない施設の災害事業 		感染症予防事業	予防接種法	臨時の予防接種	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害清掃費	中小企業信用保険法	中小企業信用保険法による災害関係保証	水防法	水防施設の設置費	産業労働者住宅資金融通法	産業労働者住宅建設資金の融通	下水道法	公共下水道・流域下水道災害復旧事業
	感染症予防事業																															
予防接種法	臨時の予防接種																															
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害清掃費																															
中小企業信用保険法	中小企業信用保険法による災害関係保証																															
水防法	水防施設の設置費																															
産業労働者住宅資金融通法	産業労働者住宅建設資金の融通																															
下水道法	河川等災害復旧事業																															
	感染症予防事業																															
予防接種法	臨時の予防接種																															
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害清掃費																															
中小企業信用保険法	中小企業信用保険法による災害関係保証																															
水防法	水防施設の設置費																															
産業労働者住宅資金融通法	産業労働者住宅建設資金の融通																															
下水道法	公共下水道・流域下水道災害復旧事業																															
2	3	301	<p>(5) 生活保護</p> <p>市は、被災による生活環境の変化から、新たな生活保護利用者の発生が予想されるので、申請漏れが発生しないよう、相談窓口を設置するとともに、生活保護制度の周知を行う。また、被災の状況によっては申請そのものが困難な場合も考えられるため、積極的に情報を収集して要保護者の把握に努める。</p>	<p>(5) 生活保護</p> <p>市は、被災による生活環境の変化から、新たな要保護者の発生が予想されるので、申請漏れが発生しないよう、相談窓口を設置するとともに、生活保護制度の周知を行う。また、被災の状況によっては申請そのものが困難な場合も考えられるため、積極的に情報を収集して要保護者の把握に努める。</p>																												

各論 I
第 7 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 5 年 1 月 31 日）
前文		358	<p>第 7 部 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>南海トラフ地震については、平成 23 年 8 月に内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において検討が進められ、関東から四国・九州にかけての極めて広い範囲で強い揺れと巨大な津波が想定されることとなった。特に、津波については、「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大規模の津波」を想定した結果、津波高 10m 以上の巨大な津波が 13 都県にわたる広い範囲で襲来することが想定されることとなった。</p> <p>南海トラフ沿いの地域においては、これまで 100～150 年の周期で大規模な地震が発生し、大きな被害を生じさせており、文部科学省地震調査研究推進本部における長期評価においては、この地域における地震の 30 年以内の発生確率は 70%～80%とされている。</p>	<p>第 7 部 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>南海トラフ地震については、平成 23 年 8 月に内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において検討が進められ、関東から四国・九州にかけての極めて広い範囲で強い揺れと巨大な津波が想定されることとなった。特に、津波については、「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大規模の津波」を想定した結果、津波高 10m 以上の巨大な津波が 13 都県にわたる広い範囲で襲来することが想定されることとなった。</p> <p><u>この南海トラフ沿いで発生する最大規模の地震・津波については、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものであるが、仮に発生すれば、西日本を中心に甚大な人的・物的被害をもたらすだけでなく、国内生産・消費活動の低迷、日本経済のリスクの増加を通じて、影響は我が国全体に及ぶことが想像される。</u></p> <p><u>一方で、</u>南海トラフ沿いの地域においては、これまで 100～150 年の周期で大規模な地震が発生し、大きな被害を生じさせており、文部科学省地震調査研究推進本部における長期評価においては、この地域における地震の 30 年以内の発生確率は 70%<u>程度</u>とされている。</p>
4	5	374	<p>7 避難対策等</p> <p><略></p> <p>(1) 地域住民等の避難行動等</p> <p>市があらかじめ指定した事前避難対象地域（高齢者等事前避難対象地域）の要配慮者とその支援者は、後発地震の発生に備え、大津波警報等が津波注意報に切り替わった後、市の避難情報に従い、避難場所等から知人宅や指定さ</p>	<p>7 避難対策等</p> <p><略></p> <p>(1) 地域住民等の避難行動等</p> <p>市があらかじめ指定した事前避難対象地域（高齢者等事前避難対象地域）の要配慮者とその支援者は、後発地震の発生に備え、大津波警報等が津波注意報に切り替わった後、市の避難情報に従い、避難場所等から知人宅や指定さ</p>

各論 I
第 7 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 5 年 1 月 31 日）
			<p>れた指定避難所へ避難するものとする。</p> <p>指定避難所等の場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認しておき、市からの避難情報が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める。また、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる。</p> <p><u>なお、市は、今後の高齢者等の増加を見据え、指定避難所等の整備に取り組む。</u></p> <p>避難対象者、指定避難所等の場所、避難経路及びその方法については以下のとおり。</p>	<p>れた指定避難所へ避難するものとする。</p> <p>指定避難所等の場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認しておき、市からの避難情報が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める。また、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる。</p> <p>避難対象者、指定避難所等の場所、避難経路及びその方法については以下のとおり。</p>

各論 I
第 8 部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和 5 年 1 月 31 日）
3	2	391	イ 中・長期的な受入れ（公営住宅等） ・市営住宅 ・県営住宅 ・民間借上住宅	イ 中・長期的な受入れ（公営住宅等） ・市営住宅 ・県営住宅 <u>・雇用促進住宅</u> ・民間借上住宅

各論Ⅱ
第2部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和5年1月31日）
2		402	<p>第2章 流域治水対策</p> <p><略></p> <p>【取組の方向】</p> <p>市は、都市河川の整備を推進するとともに、流域の適正な土地利用への誘導を含めた総合的な治水対策を推進する。</p> <p>市は、雨水貯留・浸透施設の設置、防災調整池の設置、透水性舗装の施工、水田の保全などを、地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施することにより、流域の保水・遊水機能の確保を目指す。</p> <p><略></p> <p>【主な事業】</p> <p>1 流域治水対策の推進</p> <p>流域治水対策特定河川に指定されている境川、引地川、目久尻川について、県が重点的に進める河道整備や遊水地の整備に併せて、市として流域の保水機能の確保や安全な土地利用の指導に努める。</p>	<p>第2章 総合治水対策</p> <p><略></p> <p>【取組の方向】</p> <p>市は、都市河川の整備を推進するとともに、流域の適正な土地利用への誘導を含めた総合的な治水対策を推進する。</p> <p>市は、雨水貯留・浸透施設の設置、防災調整池の設置、透水性舗装の施工などを、地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施することにより、流域の保水・遊水機能の確保を目指す。</p> <p><略></p> <p>【主な事業】</p> <p>1 総合治水対策の推進</p> <p>総合治水対策特定河川に指定されている境川、引地川、目久尻川について、県が重点的に進める河道整備や遊水地の整備に併せて、市として流域の保水機能の確保や安全な土地利用の指導に努める。</p>
2		403	<p>市は、市街地再開発事業や土地区画整理事業をはじめとする市街地開発事業において、透水性舗装や調整池の設置による流出抑制などについて、施行者や事業者を指導するとともに、市が直接事業を実施するときは雨水の流出抑制に積極的に努める。また、集中豪雨の際などに洪水被害を緩和する役割を持つ水田の保全に努める。</p>	<p>市は、市街地再開発事業や土地区画整理事業をはじめとする市街地開発事業において、透水性舗装や調整池の設置による流出抑制などについて、施行者や事業者を指導するとともに、市が直接事業を実施するときは雨水の流出抑制に積極的に努める。</p>
4		405	<p>第4章 公共下水道整備計画</p> <p><略></p> <p>【取組の方向】</p>	<p>第4章 公共下水道整備計画</p> <p><略></p> <p>【取組の方向】</p>

各論Ⅱ
第2部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和5年1月31日）
			ふじさわ下水道ビジョンに基づく総合的な浸水対策を推進する。	湘南ふじさわ下水道ビジョンに基づく総合的な浸水対策を推進する。

各論Ⅱ
第3部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和5年1月31日）
7		425	<p>第7章 避難対策計画</p> <p><略></p> <p>令和2年から令和5年にかけて発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</p> <p><略></p> <p>指定避難所や指定緊急避難場所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。また、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から本部事務局と健康医療部（保健所）指揮本部が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p>	<p>第7章 避難対策計画</p> <p><略></p> <p>令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</p> <p><略></p> <p>指定避難所や指定緊急避難場所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から本部事務局と健康医療部（保健所）指揮本部が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p>
7		428	<p>13 車両による避難</p> <p>市は、車両による避難や車両の避難ができる施設として秋葉台文化体育館の駐車場を指定した。</p> <p><u>また、車中泊やテント泊など指定避難所以外の場所への避難について、国や県の動向を注視しながら、キャンピングカーや民間大規模商業施設の駐車場等の活用の推進を図る等、対策を検討していくとともに、新たな指定避難所の確保に努める。</u></p>	<p>13 車両による避難</p> <p>市は、車両による避難や車両の避難ができる施設として秋葉台文化体育館の駐車場を指定した。</p>
12		436	<p>第12章 緊急輸送計画</p> <p><略></p> <p>また、県では、発災後の復旧活動をはじめとする緊急輸送の拡大に対応するため、広域防災活動拠点、市災害対策本部、県現地災害対策本部などを有機的に連絡する388路線（令和4年3月時点）を緊急輸送道路として、事前</p>	<p>第12章 緊急輸送計画</p> <p><略></p> <p>また、県では、発災後の復旧活動をはじめとする緊急輸送の拡大に対応するため、広域防災活動拠点、市災害対策本部、県現地災害対策本部などを有機的に連絡する386路線（令和3年4月時点）を緊急輸送道路として、事前</p>

各論Ⅱ
第3部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和5年1月31日）
			に指定している。	に指定している。
13		437	<p>第13章 ライフラインの応急復旧対策計画</p> <p><略></p> <p>下水道については、災害時に備え、管渠の保守点検を行い、必要に応じて補修又は改築に努めている。浄化センター及びポンプ場においては、停電時の機能確保において、非常用発電機の整備などを進めている。また、災害の発生により、汚泥処理に重大な支障が生じたときに、復旧までの間、被災した<u>大清水浄化センター</u>の汚泥を、相互協力により緊急に処理する協定を横浜市西部水再生センターと締結している。</p>	<p>第13章 ライフラインの応急復旧対策計画</p> <p><略></p> <p>下水道については、災害時に備え、管渠の保守点検を行い、必要に応じて補修又は改築に努めている。浄化センター及びポンプ場においては、停電時の機能確保において、非常用発電機の整備などを進めている。また、災害の発生により、汚泥処理に重大な支障が生じたときに、復旧までの間、被災した<u>処理施設</u>の汚泥を、相互協力により緊急に処理する協定を横浜市西部水再生センターと締結している。</p>
18		447	<p>2 降灰対策</p> <p>市は、国、県、防災関係機関と連携し、火山災害に伴う降灰等が経済活動、住民生活等に及ぼす影響を軽減するため、箱根山及び富士山の火山災害等について防災対策を検討する。</p> <p>また、<u>富士山火山避難基本計画（令和5年3月富士山火山広域避難計画検討委員会）</u>を踏まえ、降灰からはまずは堅牢な建物へ避難すべきことについて、市民等へ周知・啓発する。</p>	<p>2 降灰対策</p> <p>市は、国、県、防災関係機関と連携し、火山災害に伴う降灰等が経済活動、住民生活等に及ぼす影響を軽減するため、箱根山及び富士山の火山災害等について防災対策を検討する。</p> <p>また、<u>富士山火山広域避難計画（平成31年3月富士山火山防災対策協議会）</u>を踏まえ、降灰からはまずは堅牢な建物へ避難すべきことについて、市民等へ周知・啓発する。</p>

各論Ⅱ
第4部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和5年1月31日）												
2	1	460	<p>⑥ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等</p> <p>表 4-1 キキクル等の種類と概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※</td> <td> <p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p><u>・「災害切迫」（黒）：緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用される警戒レベル5に相当。</u></p> <p>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p> </td> </tr> <tr> <td>浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）</td> <td> <p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸</p> </td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	大雨土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p><u>・「災害切迫」（黒）：緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用される警戒レベル5に相当。</u></p> <p>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>	浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸</p>	<p>⑥ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等</p> <p>表 4-1 キキクル等の種類と概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※</td> <td> <p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p> </td> </tr> <tr> <td>浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）</td> <td> <p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸</p> </td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	大雨土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>	浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸</p>
種類	概要															
大雨土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p><u>・「災害切迫」（黒）：緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用される警戒レベル5に相当。</u></p> <p>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>															
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸</p>															
種類	概要															
大雨土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>															
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸</p>															

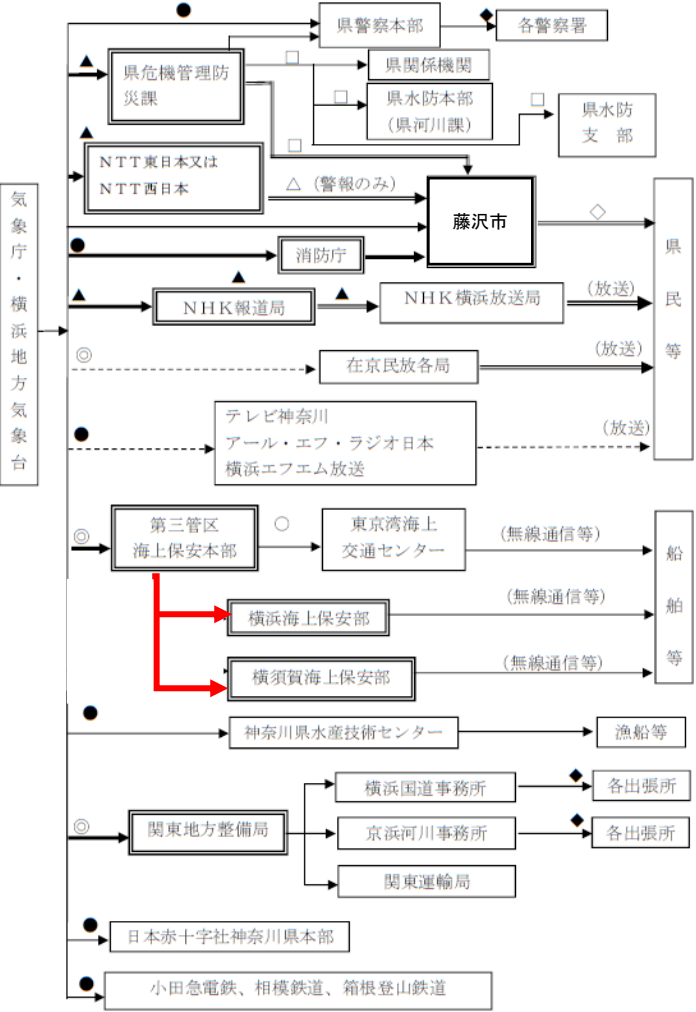
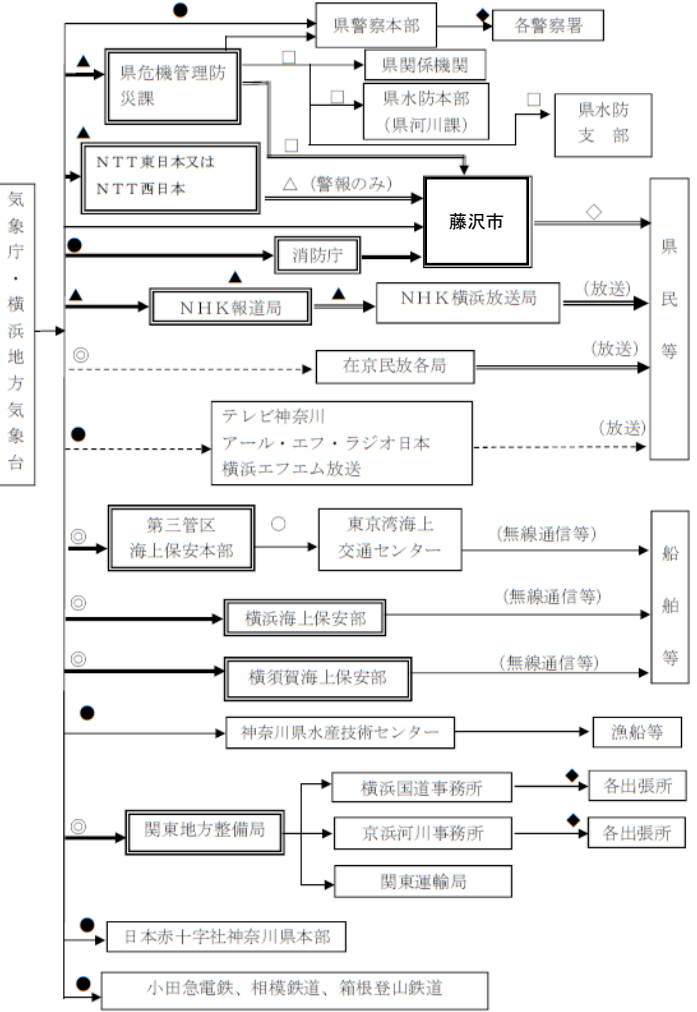
各論Ⅱ
第4部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和5年1月31日）
			<p>水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p>	<p>水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p>
			<p>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</p> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p><u>・「災害切迫」（黒）：緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用される警戒レベル5に相当。</u></p> <p>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>	<p>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</p> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</p>
			<p>流域雨量指数の予測値</p> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の</p>	<p>流域雨量指数の予測値</p> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の</p>

各論Ⅱ
第4部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和5年1月31日）
			<p>予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>	<p>予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p> <p>※「災害切迫」（黒）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用</p>
2	1	465	<p>③ 地方海上警報の伝達系統</p> <p>ア 横浜ナブテックス系統</p> <p>イ 無線通信、無線電話系統</p>	<p>③ 地方海上警報の伝達系統</p> <p>ア 横浜ナブテックス系統</p> <p>イ 無線通信、無線電話系統</p>

各論Ⅱ
第4部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和5年1月31日）
2	1	466	 <p style="text-align: center;">(注1)「神奈川県風水害等災害対策計画」参照</p> <p style="text-align: center;">図 4-2 特別警報、警報及び注意報の伝達系統図</p>	 <p style="text-align: center;">(注1)「神奈川県風水害等災害対策計画」参照</p> <p style="text-align: center;">図 4-2 特別警報、警報及び注意報の伝達系統図</p>

各論Ⅱ
第4部

章	節	頁	修正案	現行（最終修正：令和5年1月31日）																																																																												
6	1	478	令和2年から令和5年にかけて発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。自宅等が浸水想定区域や土砂災害警戒区域外の場所にある場合などは、在宅避難を基本とした避難行動を広報する。	令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。自宅等が浸水想定区域や土砂災害警戒区域外の場所にある場合などは、在宅避難を基本とした避難行動を広報する。																																																																												
6	1	480	<p>表 4-9 河川の基準水位と避難指示等の発令基準の関係</p> <p><略></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">種別</th> <th rowspan="3">水位</th> <th colspan="4">観測所名</th> </tr> <tr> <th>蓼川</th> <th>小出川</th> <th colspan="2">目久尻川</th> </tr> <tr> <th>上土棚新橋</th> <th>一ツ橋</th> <th>吉野橋</th> <th>戸中橋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>水防団待機水位</td> <td>1.20m</td> <td>2.40m</td> <td>1.30m</td> <td><u>3.10m</u></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>氾濫注意水位</td> <td>1.80m</td> <td>2.90m</td> <td>2.00m</td> <td><u>3.70m</u></td> </tr> <tr> <td>高齢者等避難</td> <td>避難判断水位</td> <td>1.80m</td> <td>2.90m</td> <td>3.20m</td> <td><u>3.80m</u></td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td>氾濫危険水位</td> <td>2.30m</td> <td>3.00m</td> <td>3.60m</td> <td><u>4.10m</u></td> </tr> </tbody> </table>	種別	水位	観測所名				蓼川	小出川	目久尻川		上土棚新橋	一ツ橋	吉野橋	戸中橋	—	水防団待機水位	1.20m	2.40m	1.30m	<u>3.10m</u>	—	氾濫注意水位	1.80m	2.90m	2.00m	<u>3.70m</u>	高齢者等避難	避難判断水位	1.80m	2.90m	3.20m	<u>3.80m</u>	避難指示	氾濫危険水位	2.30m	3.00m	3.60m	<u>4.10m</u>	<p>表 4-9 河川の基準水位と避難指示等の発令基準の関係</p> <p><略></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">種別</th> <th rowspan="3">水位</th> <th colspan="4">観測所名</th> </tr> <tr> <th>蓼川</th> <th>小出川</th> <th colspan="2">目久尻川</th> </tr> <tr> <th>上土棚新橋</th> <th>一ツ橋</th> <th>吉野橋</th> <th>寒川橋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>水防団待機水位</td> <td>1.20m</td> <td>2.40m</td> <td>1.30m</td> <td><u>1.50m</u></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>氾濫注意水位</td> <td>1.80m</td> <td>2.90m</td> <td>2.00m</td> <td><u>2.00m</u></td> </tr> <tr> <td>高齢者等避難</td> <td>避難判断水位</td> <td>1.80m</td> <td>2.90m</td> <td>3.20m</td> <td><u>2.30m</u></td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td>氾濫危険水位</td> <td>2.30m</td> <td>3.00m</td> <td>3.60m</td> <td><u>2.50m</u></td> </tr> </tbody> </table>	種別	水位	観測所名				蓼川	小出川	目久尻川		上土棚新橋	一ツ橋	吉野橋	寒川橋	—	水防団待機水位	1.20m	2.40m	1.30m	<u>1.50m</u>	—	氾濫注意水位	1.80m	2.90m	2.00m	<u>2.00m</u>	高齢者等避難	避難判断水位	1.80m	2.90m	3.20m	<u>2.30m</u>	避難指示	氾濫危険水位	2.30m	3.00m	3.60m	<u>2.50m</u>
種別	水位	観測所名																																																																														
		蓼川	小出川			目久尻川																																																																										
		上土棚新橋	一ツ橋	吉野橋	戸中橋																																																																											
—	水防団待機水位	1.20m	2.40m	1.30m	<u>3.10m</u>																																																																											
—	氾濫注意水位	1.80m	2.90m	2.00m	<u>3.70m</u>																																																																											
高齢者等避難	避難判断水位	1.80m	2.90m	3.20m	<u>3.80m</u>																																																																											
避難指示	氾濫危険水位	2.30m	3.00m	3.60m	<u>4.10m</u>																																																																											
種別	水位	観測所名																																																																														
		蓼川	小出川	目久尻川																																																																												
		上土棚新橋	一ツ橋	吉野橋	寒川橋																																																																											
—	水防団待機水位	1.20m	2.40m	1.30m	<u>1.50m</u>																																																																											
—	氾濫注意水位	1.80m	2.90m	2.00m	<u>2.00m</u>																																																																											
高齢者等避難	避難判断水位	1.80m	2.90m	3.20m	<u>2.30m</u>																																																																											
避難指示	氾濫危険水位	2.30m	3.00m	3.60m	<u>2.50m</u>																																																																											